

令和6(2024)年度 柏崎市交通安全実施計画



柏崎

令和 6 (2024) 年 6 月

柏 崎 市

【単年度計画】令和6(2024)年度 柏崎市交通安全実施計画

Ⅱ 道路交通の分野別施策

第1章 道路交通環境の整備

大項目	中項目	単年度実施計画
1 道路等の整備	(1) 交通事故多発区間の重点的な事故対策	事故危険箇所における事故抑止対策の実施 死傷事故が多発している区間・交差点・単路や、ビッグデータの活用等による潜在的な事故危険箇所について、道路管理者及び公安委員会が連携して、集中的な事故抑止対策を実施します。
	(2) 歩行者、自転車利用者の交通環境の整備	ア 歩行者のための交通環境の改善 関係機関と連携し、歩行者や居住者の交通の安全と快適性を重視した総合的対策を進め、交通環境の改善を図ります。
		イ 歩行者、自転車の安全な通行の確保 歩行者、自転車利用者の通行の安全性を確保するため、横断歩道、路側帯、自転車歩道通行可、自転車横断帯の交通規制を実施するとともに、道路不正使用物件の排除等道路交通環境の整備を推進します。
		ウ コミュニティゾーンの整備 通過交通の多い居住地区等には、速度規制、駐車禁止規制、一方通行規制等の交通規制と狭くクラック等の物理的施策を組み合わせたコミュニティゾーンの整備を推進し、生活の場における安全の確保に努めます。
2 交通安全	(1) 信号機、道路標識等の整備	ア 交通事故多発箇所等の信号機の整備 信号機の整備は、交通事故多発箇所、通園通学路等歩行者の多い箇所、道路新設・改良等に伴う交通量の増大により交通の危険が予想される箇所等を中心に、その効果を検討の上、計画的に進めます。
		イ 信号制御機能の向上 信号機の改良は、交通流・量の増大している幹線道路を重点に信号機の系統化を推進するとともに、追突・出会い頭事故等多発している交差点における多元化及び感应化、閑散時における幹線道路の円滑化を図るため閑散時半感应化、閑散時押しボタン化などの信号制御機能の向上を図ります。
		ウ 交通弱者の交通安全確保 弱者感应信号、視覚障がい者用信号等の整備を推進し、障がい者、高齢者、子ども等交通弱者の交通安全確保を図ります。
		エ 見やすく分かりやすい道路標識の整備 道路標識は、見やすく、分かりやすくするため、道路標識等の設置及び管理に関する基準等に基づく道路標識の量的削減、視認性を高めるための対策を進めます。
		オ 適正な道路標示 道路標示は、交通の流れを安全かつ円滑に確保させる効果があるため、関係機関と連携を図りながら道路標示を適正に行い、整備に努めます。

【単年度計画】令和6(2024)年度 柏崎市交通安全実施計画

Ⅱ 道路交通の分野別施策

第1章 道路交通環境の整備

大項目	中項目	単年度実施計画
施設等の整備による交通安全の推進	(2) 道路反射鏡(カーブミラー)の設置補修	見通しの悪い交差点等において、接近する車両または歩行者を確認し、相互が注意喚起して交通事故を未然に防止するため、道路反射鏡(カーブミラー)の設置及び補修をします。
	(3) 生活環境の保全・整備	・住宅地域等において、歩行者等の安全確保と静穏な生活環境確保のため、5か年計画で「ゾーン30」の新たな施策を実施し、生活道路対策の整備を図るとともに、最高速度30km/hの区間規制、横断歩道、自転車横断帯、路側帯の設置、普通自転車通行可等の交通規制を推進します。 ・信号機の歩行者用灯器の新設・増設、視覚障がい者用付加装置の整備を図ります。 また、通学(園)路や生活道路で時間規制の実効性の向上を図るための各種施策を実施します。
	(4) 通学路の点検	・市教育委員会及び学校は、関係機関の協力を得て校区の通学路の総点検を行います。 ・道路事情、交通量から見た児童生徒等の危険度の実態を十分考慮し、最も安全性の高い道路を通学路に指定し、通学時における安全確保の徹底を図ります。
	(5) バリアフリーチェックシステムによる道路点検	要望に応じるかたちで障がい者参加のもと道路交通環境の点検チェックを行い、行政と市民などが一体となった取組を通じて、交通安全の確保を目指します。
	(6) バリアフリーまちづくり事業の実施	障がい者や高齢者が数多く利用する公共的施設周辺を始めとして、誰もが快適・安全に移動できる、暮らしやすいまちづくりを推進するため、歩道の整備・改良を関係機関と連携して推進します。
	(7) その他の交通安全施設等の整備事業の推進	・既存の道路で幅員狭小、線形不良により安全確保が困難な区間等においては、より安全性を確保できる道路の改進黨業を計画的に実施します。 ・現国道8号に係る市内交通の混雑解消と安全性確保に向け、国道8号柏崎バイパス事業を計画的に実施します。 ・落石、法面崩落、雪崩等を防止するための道路防災施設の整備、橋梁の耐震強度補強を実施し、交通危険箇所の改良、安全で円滑な道路交通を確保します。 ・都市計画事業においては、既成市街地における現道拡幅や道路の新設により、道路交通の安全と円滑化を推進します。 ・市街地周辺及び農村地域の都市化の進展に伴い、通勤・通学・通園路・住宅密集地等生活道路として利用される道路について、用排水路等への転落事故を防止するための水路の暗渠化、フェンス、ガードレール及び防犯上のための街路灯等の整備、農道の安全施設の整備等を推進します。
3 移動・高齢者等の確保・充実	同左	・令和4(2022)年2月に策定した柏崎市地域公共交通計画に基づき、高齢者の方などの「生活の足」を確保するための施策を順次実施します。 ・令和5(2023)年11月24日から運行しているAI新交通「あいくる」について、更なる利便性を高める施策などを検討します。

【単年度計画】令和6(2024)年度 柏崎市交通安全実施計画

Ⅱ 道路交通の分野別施策

第1章 道路交通環境の整備

大項目	中項目	単年度実施計画
用・4 正占道 化用の使 適	同左	道路における工事もしくは作業等の道路使用及び占用については、交通障害を極力抑制するため、工事業者に対し、交通安全の円滑を確保するよう指導するほか、パトロールを実施します。 また、道路の占用許可に当たっては、道路管理者と占用者と調整するほか、道路管理者間での適正な調整を行い、道路交通の円滑な確保を図ります。
駐5車 対総 策合 的推 進な	(1) きめ細かな駐車規制の推進	・地域住民等の意見要望を十分に踏まえつつ、駐車規制の点検・見直しを実施するとともに、物流の必要性や自動二輪車の駐車需要等にも配慮し、地域の交通実態等に応じた規制の緩和を行うなど、きめ細かな駐車規制を推進します。 ・交通事故防止と道路交通の円滑を確保するため、違法駐車取締りと街頭広報による違法駐車防止を呼び掛けます。 特に、通行の障害となる路上駐車等、迷惑性の高い駐車違反の防止については、積極的に取締りを行うとともに広報等で周知徹底に努めます。
6 の自 転車 利用 環境 整備	同左	・クリーンかつエネルギー効率の高い持続可能な交通体系の実現に向け、自転車の役割と位置付けを明確にしつつ、交通状況に応じて、歩行者・自転車・自動車の適切な分離を図り、歩行者と自転車の事故等への対策を講じるなど、安全で快適な自転車利用環境を整備します。 ・歩道及び自転車通行空間の確保 通学路等の歩行者の安全を確保する必要がある区間について、歩道等の整備を推進しつつ、自転車の通行を歩行者や車両と分離するための自転車道や自転車専用通行帯、自転車の通行位置を示した道路等の整備を推進します。 ・歩行者及び自転車の安全な通行のための交通規制の推進 交通実態を踏まえ、関係機関と連携を図りながら、必要な交通規制を検討し、歩行者及び自転車の安全な通行を確保します。
7 TDM ント 交の 通推 進要 マネ ジメ	(1) 公共交通機関等の利用の促進	ア 路線バス高齢者割引制度の試行実施の継続(一部変更) 高齢者の免許返納や交通事故防止に繋げるため、対象者をAI新交通「あいくる」の運行区域外に限定した試行実施を継続します。 イ 路線の見直し、利便性の向上 ・路線バスの乗降調査の結果や地域要望、AI新交通「あいくる」とのすみ分けを踏まえた路線見直しについて、運行事業者と協議します。 ・鉄道については、事業者に対して利便性や快適性の維持・向上に向けた要望活動を継続的に実施します。 ウ 公共交通機関利用の促進 ・郊外地域における公共交通は、AI新交通「あいくる」との接続、利用実態や地域ニーズに応じた改善、再編を検討します。 ・県内高速バスは、利便性の維持・向上を図るため新潟県及び沿線自治体との連携を継続します。 ・地域公共交通の利便性の維持・向上を図るため、柏崎市地域公共交通計画に基づき、様々な施策を実施します。

【単年度計画】令和6(2024)年度 柏崎市交通安全実施計画

Ⅱ 道路交通の分野別施策

第1章 道路交通環境の整備

大項目	中項目	単年度実施計画
8 策 交 通 事 故 防 止 対	(1) 安全な交通環境確立の推進	・関係機関・団体と連携し、自動車が安全かつ快適に通行できる交通環境を確立するため諸対策を総合的に推進します。 ・交通事故が多発する、または多発する恐れがある交差点、路線、区間等においては、信号機の新設、改良、交通規制の見直し、道路標識の高輝度化、路面標示の明確化等の推進に努めます。 ・二輪車が安全に通行できる交通環境を確保するため、駐車車両に対する指導取締りの強化、道路の不正使用物件の排除等を行い、二輪車の安全走行の確保を図ります。
	(2) 緊急事故防止対策の実施	交通死亡事故等が発生した場合、関係機関と一体となって現場点検することによって、より具体的な交通事故防止対策(交通規制の見直し、交通安全施設の整備、道路改良や街頭指導活動、広報活動等)を図ります。
9 災 害 に 備 え た 道 路 交 通 環 境 の 整 備	(1) 災害時の道路交通確保	災害時には、救援活動や物資輸送等を行うことが出来るように、緊急輸送道路の通行を迅速に確保します。
	(2) 災害時の道路安全確保のための安全設備・施設の整備	災害発生時においても安全な道路交通を確保するため、停電に備えた信号機の電源付加装置の整備や交通情報を収集提供するための道路監視カメラ、交通情報板等の整備を推進します。
	(3) 災害時の道路輸送の確保と的確な交通規制	災害発生時において緊急交通路の確保が必要と認められるときは、被災地への車両流入抑制等を行い交通の混乱を防止するため、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく通行禁止等の交通規制を迅速、的確に実施します。 また、交通情報板等により交通規制の広報を徹底し、迂回路への誘導を図ります。
	(4) 災害時の適切な情報収集・提供のための体制整備・強化	ア 道路交通情報の収集・提供体制の強化 災害発生時においては、道路の被災状況や道路交通状況を迅速、的確に把握するため情報の収集・提供体制の強化を図り、あらゆる広報媒体を通じて道路交通や交通規制等に関する情報の提供を推進します。
		イ 災害発生時の的確な情報収集・提供のための体制整備 災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、応急復旧や緊急交通路、緊急輸送路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供に資するため、光ファイバーネットワークを活用した道路管理情報の共有化を推進するとともに、情報通信技術(ICT)を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進します。
		ウ 道路管理者間の連絡体制の整備 災害時には、通行規制を行う事前の情報共有など、道路ネットワーク全体の被災や道路状況に関する適切な情報収集・提供を行うため、国、県、市等それぞれの道路管理者等は相互の情報連絡体制を確立します。
10	(1) 地域の交通実態等を踏まえた交通規制の推進	地域の交通実態を踏まえ、交通規制や交通管制の内容について常に点検・見直しを図るとともに、交通事情の変化を的確に把握して、ソフト・ハード両面での総合的な対策を実施することにより、安全で円滑な交通流の維持を図ります。

【単年度計画】令和6(2024)年度 柏崎市交通安全実施計画

Ⅱ 道路交通の分野別施策

第1章 道路交通環境の整備

大項目	中項目	単年度実施計画
効果的な交通規制の推進	(2) より合理的な交通規制の推進	ア 交通実態に合った速度規制の推進 速度規制については、最高速度規制が交通実態に合った合理的なものとなっているかどうかの観点から、点検・見直しを進めます。一般道路においては、実勢速度、交通事故発生状況等を勘案しつつ、速度規制の引上げ、規制理由の周知措置等を計画的に推進するとともに、生活道路においては、速度抑制対策を積極的に推進します。
		イ きめ細かな駐車対策の推進 駐車規制については、必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地域住民等の意見要望を踏まえた上で、道路環境、交通量、駐車需要等に即応したきめ細かな駐車規制を推進します。
		ウ 横断実態等を踏まえた信号制御の推進 信号制御については、歩行者・自転車利用者の視点で、信号をより守りやすくするために、横断実態等を踏まえ、歩行者の待ち時間の長い押ボタン式信号の改善を行うなど、信号表示の調整等運用の改善を推進します。
道路交通環境の整備	(1) 子どもの遊び場等の確保	児童の健全な遊び場の確保と併せて危険な路上の遊びを防止するため、地域関係者の理解を得て子どもの遊び場施設等整備事業補助金制度等の活用を図りながら整備を進めます。
	(2) 冬期間における道路環境の整備	冬期の安全な道路交通を確保するため、適時適切な除雪や凍結防止剤散布の実施、消融雪施設等の整備を図ります。 また、子どもや高齢者が安全に通行できるよう、冬期歩道空間の確保を図ります。

【単年度計画】令和6(2024)年度 柏崎市交通安全実施計画

Ⅱ 道路交通の分野別施策

第2章 交通安全思想の普及徹底・類似事故防止対策

大項目	中項目	単年度実施計画
1 交通安全に関する	(1) 交通安全運動の推進	ア 各季における交通安全(交通事故防止)運動の取組 次の各季の交通安全運動等に合わせながら、「広報かしわざき」、市のホームページ、防災行政無線、柏崎コミュニティ放送、広報車等による広報、運動実施要領の周知、交通安全だより、チラシ等の配布を積極的に進め、市民各層への積極的な参加を呼び掛けます。また、関係機関・団体等で街頭立哨を行い、通行車両に対して交通安全意識の更なる向上を図ります。 ・各季の交通安全運動等 春の全国交通安全運動、秋の全国交通安全運動、夏の交通事故防止運動、冬の交通事故防止運動、高齢者交通事故防止運動、横断歩行者を守る交通事故防止運動、交通安全家庭の日、自転車安全月間、その他(交通事故死ゼロを目指す日、交通死亡事故シャットアウト緊急対策等、交通事故の発生実態に応じた対策、コミュニティFMラジオを活用した広報)
		イ「安全運転・チャレンジ100」への積極的な参加 県が実施するこのコンクールへの積極的な参加を呼び掛け、交通安全意識の高揚と安全運転の習慣付けを推進します。 運転免許保有者5人が1チームを編成し、9月23日(月)から12月31日(火)までの100日間、無事故・無違反を連携で競い合います。 目標:参加チーム330チーム 達成率:94%
		ウ 交通安全フェア 地域ぐるみで交通安全運動の推進を図るため、柏崎警察署地区交通安全対策連絡協議会が、「交通安全フェア」を実施します。また、「交通安全標語・川柳&ポスターコンテスト」も引き続き実施します。 開催日:10月5日(土)午後 会場:刈羽村生涯学習センター「ラピカ」
		エ 柏崎警察署地区交通安全対策連絡協議会との連携 広域的な交通安全対策を進めるため、関係機関・団体等の交通安全活動を効果的にかつ円滑に推進する柏崎警察署地区交通安全対策連絡協議会と連携し、交通安全対策の充実を図ります。
	【拡充】 (2) 横断歩行者の安全確保	・信号機のない横断歩道での死亡事故では、自動車の横断歩道手前での減速が不十分なものが多いため、運転者に対して横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるため、交通安全教育や交通指導取締り等を推進する。 また、歩行者に対しては、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うといった交通ルールの周知を図る。さらに、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気をつけること等、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育等を推進する。 ・通年運動として「止まって！横断歩道キャンペーン」を実施する。
	(3) 自転車安全利用の促進	・自転車利用者の交通ルール遵守及びマナー向上のため、5月の「自転車安全月間」に、一時停止、安全確認等の場所、歩道通行時におけるルール・マナー、夜間における灯火の点灯・反射材の取り付け、さらに、ヘルメットの着用等、自転車の安全利用に関する広報啓発を強化します。 また、各地域・各学校で開催される住民や児童生徒を対象とした自転車安全教育では、交通指導員と連携し実技指導を含め、実践的な指導を行います。 ・道交法で令和5(2023)年4月1日から努力義務がされたヘルメットの着用について周知に引き続き努めます。

【単年度計画】令和6(2024)年度 柏崎市交通安全実施計画

Ⅱ 道路交通の分野別施策

第2章 交通安全思想の普及徹底・類似事故防止対策

大項目	中項目	単年度実施計画
普及啓発活動の推進	(4) 自転車等駐車対策の推進	自転車利用者のマナー向上と放置自転車防止を呼び掛けると同時に「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」、「柏崎市自転車等放置防止に関する条例」に基づき、JR柏崎駅周辺の放置禁止区域及び各駅駐輪場における放置自転車等の一掃と良好な都市機能の維持確保を図ります。 さらに、交通障害の排除のための啓発活動も実施します。
	(5) シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底	各季の交通安全運動及び交通安全講習会等あらゆる機会を捉えて、正しい着用とその必要性、効果及び使用方法について啓発を図ります。 また、市市民活動支援課(生活安全業務専門員)が考案し、チャイルドシートの着用徹底を目的として製作した「ベルトカッチン体操」を浸透させ、着用率の向上を図ります。
	(6) 反射材の普及促進	・夜間の交通事故を防止するためには、全年齢層にわたる歩行者や自転車利用者が反射材を活用して自らの視認性を高めることが必要です。 本市においても高齢者が夕暮れから夜間にかけて道路を横断中に交通事故に遭うケースが多いことから、交通安全協会等、関係機関・団体と連携し、反射材用品の普及促進に取り組むほか、反射材の視認性効果の実験等による参加・体験・実践型教育により、反射材の自発的な活用の促進に取り組みます。 ・具体的には、夜間における歩行者が被害に遭う交通事故を防止するため、高齢者世帯訪問、各種講習会、交通安全協会のイベント等で夜光反射材の紹介や配布をします。
	(7) 夕暮れ前のライトの早めの点灯	自動車運転者から歩行者・自転車が見えにくくなる夕暮れ時から夜間にかけて、歩行者・自転車・対向車などに自動車・自転車の存在を知らせるために、ライトの早めの点灯を周知します。 また、企業等での各種講習会において、特に薄暮時間帯での早めのライト点灯を引き続き呼び掛けます。 ※薄暮時間帯とは、日没時刻の前後1時間をいいます。
	(8) 飲酒運転の根絶	・飲酒運転の危険性について理解を深めるため、飲酒運転による交通事故の実態等の周知に努めるほか、飲酒運転取締りを強化します。 ・飲酒運転防止の広報に当たっては、コミュニティFMラジオ、市ホームページ等の広報媒体を活用するほか、家庭、学校、職域等と一体となった広報キャンペーンの実施について、関係機関・団体を通じて積極的に推進します。また、取組を更に進めるため、地域、職場等への飲酒運転の危険性や実態の広報啓発やハンドルキーパー運動の普及啓発等を行います。
	(9) 高齢者運転免許自主返納制度の周知	高齢運転者による加害者事故は、今後、更に増加することが懸念されることから、高齢者が当事者となる事故を未然に防止することを目的として、高齢者の運転免許自主返納を促します。 併せて、平成30(2018)年3月1日から代理人による返納が可能となったこと、また、平成30(2018)年12月1日から警察と地域包括支援センターが連携して運転免許証の自主返納に対して支援を開始したことなどを、広く周知し交通安全意識改革を図ります。
	(10) 悪質・危険な運転の根絶に向けた広報啓発活動等の推進	講習会や交通安全運動の際に、妨害運転の危険性について理解を深めるため、事故実態・危険性等を広く周知し、違反の防止を図ります。 また、運転中のスマートフォン及びカーナビゲーションの操作の危険性についても、具体的事例を挙げ周知に努めます。

【単年度計画】令和6(2024)年度 柏崎市交通安全実施計画

Ⅱ 道路交通の分野別施策

第2章 交通安全思想の普及徹底・類似事故防止対策

大項目	中項目	単年度実施計画
2 段階的 かつ 体系的な 交通安全 教育の 推進	(1) 幼児に対する交通安全教育	・幼児に対する交通安全教育は、身近な生活における交通安全のルールを理解させ、進んでルールを守りながら安全に行動できる習慣や態度を身に付けさせることを目標に、保育園等、家庭、地域等と連携を図りながら計画的かつ継続的に行います。 ・保護者ぐるみの幼児交通安全教育を組織的、継続的に行うため、保育園等の施設を単位に結成されている幼児交通安全教育「トキちゃんクラブ」の活動促進(4/18(木)～5/31(金))を図ります。また、「飛び出し防止マーク」の張り替えについては、適宜行います。 ・視聴覚教材及び実技研修を通じて、将来の良き交通社会人を育成するための知識の習得に重点をおいた「知る教育」から、一歩進めて実践化を目指した「できる教育」への展開を図ります。
	(2) 小学生に対する交通安全教育	・小学生に対する交通安全教育は、安全な行動ができるような態度や能力を身に付けさせることをねらいとし、交通安全指導を行います。 ・低学年では、特に飛び出しや横断中の事故が多いことから、正しい道路の横断の仕方等、「歩行者の安全」を中心に効果的な指導を行います。 ・中・高学年では、自転車の安全な乗車方法と正しいマナーについて、実践的な指導を行います。 ・自転車乗車用ヘルメット着用についても呼びかけていきます。
	(3) 中学生に対する交通安全教育	・中学生に対する交通安全教育は、生徒の自発的・自治的活動を通じての安全指導に配慮します。特に、中学生の交通事故の約半分を占める自転車事故を防止するため、改訂された「自転車安全利用五則」を中心に実践的な指導を行います。 ・自転車乗車用ヘルメット着用についても呼びかけていきます。
	(4) 高校生に対する交通安全教育	・高校生に対する交通安全教育は、交通社会の一員として、社会的な責任を育て、自他の生命を尊重する態度を養うことをねらいとして、自転車の安全な利用方法と正しいマナーについて、生徒会活動等を中心に参加・体験・実践型の組織的な交通指導に努めます。 ・高等学校における交通安全講習は、主に自転車乗車中の交通事故防止を呼び掛ける講習を行います。 ・通学時のヘルメット着用の周知については、登校時の啓発活動等を継続して行います。
	(5) 大学生に対する交通安全教育	大学生に対する交通安全教育は、運転者として社会的責任の自覚、安全運転に必要な知識及び危険予想・回避の能力・交通マナーの向上を目標に、自動車・二輪車の利用等の実態に応じ、関係機関等と連携し、交通安全教育に努めます。
	(6) 成人に対する交通安全教育	・成人に対する交通安全教育は、事業所の安全運転管理の一環として安全運転管理者、運行管理者等が行う交通安全教育を中心として行います。 ・自動車を使用する事業者は、安全運転管理者、運行管理者等を法定講習、指導者向け研修会等へ積極的に参加をさせ、事業者における自主的安全運転管理の活性化に努めます。 - また、自転車の使用者に対しても、事業所を通じて安全利用を呼び掛け、正しい交通ルールとマナーの啓発に努めます。
	(7) 社会教育における交	ア 図書館での視聴覚教材の貸出 交通安全に関するDVD等の貸出を行うことで交通安全意識の高揚を図ります。

【単年度計画】令和6(2024)年度 柏崎市交通安全実施計画

Ⅱ 道路交通の分野別施策

第2章 交通安全思想の普及徹底・類似事故防止対策

大項目	中項目	単年度実施計画
	交通安全教育	イ 市民活動支援課での視聴覚教材の貸出 チャイルドシート着用の徹底のための「ベルトカッチン体操」に関するDVD(映像)及びCD(歌)の貸出を行うことで、交通安全意識の高揚を図ります。
	(8) 高齢者に対する交通安全教育	ア 高齢者交通事故防止運動を通じた意識啓発 高齢者交通事故防止運動(10月1日(火)～10月31日(木))の実施に際し、高齢者の交通安全意識の啓発、高齢者保護意識の醸成(出前型・体験型交通安全教室の開催等)、高齢者に優しい道路環境の整備を運動の重点として推進します。 イ 参加・体験・実践型交通安全教育の推進 参加・体験・実践型の交通安全教室を開催し、交通安全に必要な知識の普及、啓発に努め、その実践を図ります。 ・反射材効果実験教室 ・交通安全教室 ・出前型高齢者講習会 高齢者世帯を訪問し、高齢者に対する交通安全の指導を行うとともに、家庭における交通安全に関する高齢者への配慮が一層促進されるよう家族の意識啓発を図ります。 ウ 交通安全教育指導者による教育の推進 「地域交通安全活動推進委員」(県公安委員会委嘱)による高齢者に対する交通安全思想の普及と交通安全教育の推進を図ります。 「高齢者交通安全啓発推進委員」(警察署・交通安全協会連名委嘱)により、高齢者に対する地域内での声掛け、指導において、交通安全意識の高揚を図ります。 エ 高齢運転者支援策の推進 高齢運転者を中心に視力、聴力など身体的機能の低下などにより運転に不安が生じた場合、交通事故防止の観点から、運転免許証の自主返納制度について、地域等の交通安全講習会や地域包括支援センターで周知を図ります。 高齢者運転標識(高齢者マーク)の積極的な普及・活用を図ります。 オ 関係機関・団体との連携 高齢者の総合的な交通事故防止対策として、柏崎警察署、市、公益財団法人柏崎地区交通安全協会等の関係機関・団体との連携により高齢者家庭訪問指導、参加・体験・実践型交通安全教育を効果的に推進し、高齢者の交通安全意識の高揚を図ります。 カ 高齢者による県民運動への参加 県交通安全協会が実施する「いきいきクラブ・チャレンジ100」(65歳以上の高齢者5人一組になり、9月23日(月)から12月31日(火)までの100日間、無事故・無違反を目指す。)に参加し、市、公益財団法人柏崎地区交通安全協会、新潟県高齢者交通安全推進員、老人クラブ等との連携により、地域の特性を活かした交通安全教育を推進します。

【単年度計画】令和6(2024)年度 柏崎市交通安全実施計画

Ⅱ 道路交通の分野別施策

第2章 交通安全思想の普及徹底・類似事故防止対策

大項目	中項目	単年度実施計画
3 効果的な交通安全教育の推進	(1) 交通安全教育の推進	交通安全に関する指導は、学級活動及び学校行事などを中心に、全ての教育活動全体を通じて行います。 また、学校の実態に即し、全教員が共通理解の基に推進する体制を確立し、家庭・地域や関係団体と連携を密にし、組織的、系統的な指導ができるよう年間指導計画を作成し、指導の徹底を図ります。
	(2) 交通安全講習会・研修会の充実	ア 交通安全研修会等 (ア) 幼児交通安全教育指導者研修会 幼児教育の指導者を対象に、実技指導等を通して研修を行い、保育園等における交通安全教育の充実を図ります。 (イ) 交通指導員研修 歩行教室や自転車教室等の指導実技等各種講習会や研修会を通して資質の向上を図ります。
	(3) 教員に対する研修の参加促進	小・中・高等学校の教員対象の県主催による交通安全教育指導者研修会、自転車安全教育指導員認定講習への参加を促進し、指導者の資質の向上を図り、交通安全指導の充実に努めます。また、市教育センター講座に「学校安全講座」を設け実施し、教員の資質向上を図ります。
4 地域社会における交通安全意識の高揚	(1) 家庭における交通安全意識の高揚	・各季の運動のほか、交通安全は家庭からをテーマに、県が昭和53(1978)年度に制定した毎月10日の「交通安全家庭の日」を更に普及推進するための広報周知を図ります。 ・家庭においては、交通安全の話し合いをするよう、年4回「交通安全家庭の日通信」と題した啓発チラシを管内の全小学校へ配布し、家庭における交通安全意識の高揚を図ります。 また、交通安全講習会などを通じ「交通安全家庭の日」の周知を図るほか、交番・駐在所広報紙など広報媒体を通じ周知を図ります。
	(2) 地域における交通安全指導の充実	ア 交通安全指導の充実 路面ペイント等(飛び出し防止足型・交差点マーク塗布)を配布し、地域ぐるみの交通事故防止を推進します。また、各地区の交通指導員をはじめ柏崎地区交通安全協会等の民間交通安全組織(地区安協)の活動と連携し、地域住民の交通事故防止を図ります。
		イ 交通安全意識の高揚 地区コミュニティ等で開設する学級・教室等において交通安全に係る学習内容を取り入れた社会教育活動等を実施するよう指導します。また、図書館及び交通安全協会で交通安全の視聴覚教材(DVD等)を備え、その教材の貸し出し利用を図り、交通安全意識の高揚を促進します。
		ウ 関係団体との連携 子ども会、PTA等の社会教育団体や、青少年健全育成団体に対して、交通安全関係機関・団体と連携を図りながら、地域における実践活動を通じて交通安全思想が徹底されるよう指導します。
		エ 高齢者への交通安全指導の充実 老人クラブ活動の場や高齢者施設における交通安全教育・指導の促進を出前型高齢者講習会等で図ります。

【単年度計画】令和6(2024)年度 柏崎市交通安全実施計画

Ⅱ 道路交通の分野別施策

第2章 交通安全思想の普及徹底・類似事故防止対策

大項目	中項目	単年度実施計画
		才 障がい者への交通安全指導の充実 障がい者に対して、障害福祉サービス事業者等の協力を得ながら、要望に応じて、参加・体験・実践型の交通安全教室を開催し、交通安全に必要な知識の普及、啓発に努め、交通安全指導の充実を図ります。

【単年度計画】令和6(2024)年度 柏崎市交通安全実施計画

Ⅱ 道路交通の分野別施策

第3章 安全運転の確保

大項目	中項目	単年度実施計画
1 運転者教育等の充実	(1) 運転者教育の充実強化	- 交通安全思想の普及と交通安全意識の高揚を図るとともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるため、運転者に実践的な充実した教育と指導強化を積極的に実施します。 - 交通安全協会23地区、事業所、老人クラブ等を通じて講習会を積極的に実施します。 - 免許更新講習における講習内容等の充実を図ります。 - 原付車指導員による原付実技講習を充実し、効果的指導を実施します。 - 高齢運転者に対する交通安全教育を推進し、適性診断を実施します。 - 高齢者で運転免許を保有していない者に対する交通安全教育及び指導の強化を図ります。
	(2) 安全速度の励行と定着化	速度の出し過ぎが原因による重大な交通事故を防ぐため、交通事故発生状況を分析し、事故多発路線の速度取締りを行い、安全速度が保持されるよう、引き続き、広報・啓発活動、運転者教育及び街頭指導を推進し、安全速度の励行とその定着化を図ります。
	(3) 指定自動車教習所における教習の充実	ア 教習水準の向上、運転技能の向上を図り、個人の能力に応じた初心運転者の育成を行う。 イ 教習環境の管理、整備 ウ 高齢者教育の充実 エ 地域の交通安全教育センターとしての活動推進 オ 免許取得者、各講習受講者に対して、妨害運転等の悪質性・危険運転の危険性についての教育・再教育
	(4) シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底	各季の交通安全運動及び交通安全講習会等あらゆる機会を捉えて、正しい着用とその必要性、効果及び使用方法について啓発を図ります。また、市市民活動支援課(生活安全業務専門員)が考案し、チャイルドシートの着用徹底を目的として製作した「ベルトカッチン体操」を浸透させ、着用率の向上を図ります。
2 事業者に対する安全	(1) 安全運転管理者教育の充実	安全運転管理者の資質の向上と管理能力の活性化を図るため、講習内容の一層の充実を図ります。
	(2) 自動車運送事業者	ア 自動車運送事業者等に対する指導監督の充実 労働基準法等の関係法令等の履行及び運行管理の徹底を図るため、飲酒運転等の悪質違反を犯した事業者、重大事故を引き起こした事業者及び新規参入事業者等に対する監査を徹底するとともに、関係機関合同による監査・監督を実施し、不適切な事業者に対しては厳正な処分を行う。このため、効果的かつ効率的な監査を実施するための監査システムの構築及び監査実施体制の充実・強化を図る。 また、関係行政機関との連携として、相互の連絡会議の開催及び指導監督結果の相互通報制度等の活用により、過労運転に起因する事故等の通報制度の的確な運用と業界指導の徹底を図る。 特に、貨物自動車運送事業者については、新潟県貨物自動車運送適正化事業実施機関を通じての過労運転・過積載の防止等運行の安全を確保するための指導の徹底を図る。

【単年度計画】令和6(2024)年度 柏崎市交通安全実施計画

Ⅱ 道路交通の分野別施策

第3章 安全運転の確保

大項目	中項目	単年度実施計画
全 運 転 管 理 の 指 導	等の行う運行管理の充実	イ 飲酒運転・迷惑運転等の根絶 点呼時におけるアルコール検知器の使用の徹底により、自動車運送事業者における飲酒運転ゼロを目指す。 また、スマートフォンの画面を注視したり、携帯電話で通話しながら運転する「ながら運転」、他の車両の通行を妨害し、重大な交通事故にもつながる「あおり運転」等の迷惑運転について、運転者に対する指導・監督を行うよう事業者に対し指導を行う。 さらに、事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を通じて、運輸事業者による防災意識の向上及び事前対策の強化等を図り、運輸防災マネジメントの取組を強化するとともに、感染症による影響を踏まえた運輸事業者の安全に係る取組を強化する。 ウ 運転者の健康起因事故防止対策の推進 運転者の疾病により、運転を継続できなくなる健康起因事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の周知・徹底を図る。
3 交 通 労 働 災 害 の 防 止	(1) 交通労働災害の防止	労働災害防止団体、事業者団体を通じ、交通危険マップ等を活用した適切な走行管理を始め「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底を図ります。
	(2) リスクアセスメントの普及促進	作業に内在する危険性及び有害性を調査し、危険性等の低減措置を講ずること(リスクアセスメント)の指導により、交通労働災害を防止するための予防的手段(先取り型)の構築を促進します。
	(3) 自動車運転者の労働条件の適正化	自動車運転者を使用する事業所に対し「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の履行確保を主眼とする監督指導を実施し、休憩時間の確保・連続運転の禁止など自動車運転者の適正な労働条件を確保することにより過労運転の防止及び安全運転の確保を図ります。
のに4 収 関 集 と る 路 提 情 交 供 報 通	同左	・道路交通に影響を及ぼす大雪、大雨、強風等の自然現象に対して、的確な監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速に取り得るよう適時適切な予報及び注意報・警報等の災害情報を、必要に応じて広報し、事故の防止・軽減に努めます。 ・国土交通省の国道8・116号の動画画像の配信を受け、災害時の交通情報の把握に努め必要な対策に活用します。

【単年度計画】令和6(2024)年度 柏崎市交通安全実施計画

Ⅱ 道路交通の分野別施策

第4章 車両の安全性の確保

大項目	中項目	単年度実施計画
1 車両の 安全性の 確保	(1) 自動車アセスメント 情報の提供等	・高齢運転者の身体機能等の低下に伴う交通事故への対策として、自動車の安全装置の正しい使用方法、装備状況等の一般情報を、高齢者向け交通安全教室等にて定期的に提供することにより、より安全な自動車の普及拡大を促進します。 ・チャイルドシートについても、製品ごとの安全性に関する比較情報等を自動車使用者に提供することにより、その選択を通じてより安全なチャイルドシートの普及拡大を図ります。
	(2) 自動車点検整備の 充実	ア 自動車の検査及び点検整備の推進 自動車使用者の保守管理意識を高揚し、検査及び点検整備の促進を図るため、新潟県自動車整備柏崎地域協議会と協力し「自動車点検整備推進運動」を展開し、広報活動の推進、マイカー点検や相談所を開設し、自動車使用者による保守管理の徹底を一層強力に推進します。 イ 不正改造車の排除 暴走行為や過積載を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全確保及び公害の防止を図るため、新潟県自動車整備柏崎地域協議会等と協力して、国道8号などにおいて車両の街頭点検を実施します。
	(3) 自転車の安全性の 確保	ア 安全整備体制の充実と安全意識の高揚 ・自転車の安全性を確保し、自転車事故防止を図るため、自転車利用者に対して定期的に自転車安全整備店において点検整備を受ける気運を醸成するとともに、交通安全教育及び広報活動等を通じて、TSマーク保険制度(自転車の点検整備に付帯されている保険による被害者の救済制度)の普及を図り、自転車利用者の安全意識の高揚を図ります。さらに、夕暮れ時から夜間にかけての交通事故防止を図るため、ライトの点灯の他、反射材(後部・側面部)の普及・促進を図ります。 ・特に通学で自転車利用の機会が多い中学・高校生対象の交通安全教育において、同保険制度の広報に努め今後の保険加入の普及、促進を図ります。 イ 自転車の点検整備の推進 ・自転車商組合と連携した街頭点検を行い、自転車の適正な整備点検を周知させ、あわせて改訂された「自転車安全利用五則」の広報啓発に努めます。関係団体の協力を得て、学校や街頭等における点検指導による交通安全意識の高揚を図ります。 ・特に、児童・生徒、高齢者が利用する自転車を重点に点検整備を推進し、安全性の確保を図ります。 《新・自転車安全利用五則》令和4(2022)年11月1日改正 ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先 ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認 ③ 夜間はライトを点灯 ④ 飲酒運転は禁止 ⑤ ヘルメットを着用

【単年度計画】令和6(2024)年度 柏崎市交通安全実施計画

Ⅱ 道路交通の分野別施策

第5章 道路交通秩序の維持

大項目	中項目	単年度実施計画
1 交通指導取締りの強化	(1) 交通指導取締りの強化	交通事故発生状況を分析し、事故発生路線、地域、時間帯を考慮したより効果的な交通指導取締りを展開する他、街頭活動を強化し交通事故の未然防止を推進します。
	(2) シートベルト・チャイルドシート着用の徹底	道路におけるシートベルト・チャイルドシート着用義務違反の取締りを推進し、交通事故発生の際、乗員の安全を最大限確保できるようにします。 年間を通じての重点である「シートベルト・チャイルドシート着用の徹底」(県の重点)として、指導取締り、広報を実施し、着用率向上と正しい着用の徹底を図ります。 また、幼児への交通安全教育の場の「トキちゃんクラブ」でチャイルドシートの必要性和正しい装着の仕方について周知するとともに、その後のチャイルドシート装着の検証のため、保育園等の巡回指導を行います。
	(3) 暴走行為防止対策の強化	引き続き各種警察活動を通じ、市民の暴走族排除機運の醸成を図ります。
	(4) 不正改造車の排除	暴走行為や過積載を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全確保及び公害の防止を図るため、新潟県自動車整備柏崎地域協議会等と協力して、国道8号などにおいて、車両の街頭点検を実施します。
2 駐車秩序の確立	(1) 総合的な駐車対策の推進	・地域住民等の意見要望を十分に踏まえつつ、駐車規制の点検・見直しを実施するとともに、物流の必要性や自動二輪車の駐車需要等にも配慮し、地域の交通実態等に応じた規制の緩和を行うなど、きめ細かな駐車規制を推進します。 ・交通事故防止と道路交通の円滑を確保するため、違法駐車取締りと街頭広報による違法駐車防止を呼びかけます。 特に、通行の障害となる路上駐車等、迷惑性の高い駐車違反の防止については、積極的に取締りを行うとともに広報等で周知徹底に努めます。

【単年度計画】令和6(2024)年度 柏崎市交通安全実施計画

Ⅱ 道路交通の分野別施策

第6章 救急・救助活動の充実

大項目	中項目	単年度実施計画
1 救急・ 備救助 体制の 整備	(1) 救急・救助体制の整備	・複雑多様化する災害に対応するため、各資機材の取扱いに習熟し、知識・技術の向上に取り組むとともに、救急・救助の連携訓練を実施するなど連携体制の充実を図ります。 ・入電情報からドクターヘリ出場要請基準に準じドクターヘリを迅速要請する他、現場への医師搬送体制を強化するなど早期医療介入の体制をさらに構築します。
	(2) 地域住民等に対する 応急手当の普及啓発活動	・年4回の応急手当講習会を定期開催します。受講者のニーズに応じた応急手当講習会を開催します。 ・事業所等からの依頼に基づき、応急手当普及員講習会を開催し普及員を養成します。 ・ホームページ及びSNSを活用して応急手当の普及啓発を行います。
療2 体制救 急整備 医	同左	夜間、休日及び土曜日において、柏崎総合医療センター、柏崎中央病院、国立病院機構新潟病院の三病院により、二次救急対応として実施している輪番制について、運営支援、救急医療機器整備支援を実施することにより、救急医療体制を整備し、機能の充実を図っていきます。

【単年度計画】令和6(2024)年度 柏崎市交通安全実施計画

Ⅱ 道路交通の分野別施策

第7章 被害者支援の充実と推進

大項目	中項目	単年度実施計画
相 1 談 業 交 実 務 通 の 事 充 故	同左	複雑多様化する交通事故被害者等の救済や援護、損害賠償問題等の様々な相談に応じるため、市消費生活センターでの相談業務の充実を図ります。 あわせて、被害者等の相談窓口の選択肢が広がるよう、県交通事故相談所、(公財)日弁連交通事故相談センター等との連携を図ります。
共 2 済 の 交 進 通 加 入 入 災 促 害	同左	・市内に居住している方及びその家族と生計を一にしている家族で、県内外に単身赴任している方や学生の方も加入できます。 ・見舞金の請求期間は、交通災害を受けた日から起算して1年以内であり、市民の交通事故災害について相互救済を行うため、新潟県交通災害共済の加入促進を図ります。
等 3 対 策 交 の 通 充 遺 実 児	同左	保護者が自動車等の交通事故により死亡又は障害の状態となったことにより、親権者、後見人その他の者が養育している遺児や自動車事故被害者で生活に困窮している人への支援制度の周知を図ります。 (公益財団法人新潟県交通遺児基金事業等)

【単年度計画】令和6(2024)年度 柏崎市交通安全実施計画

Ⅲ 踏切道の安全についての施策

大項目	中項目	単年度実施計画
1 及び 踏切保安設備の整備等	(1) 踏切道の立体交差化及び構造改良の促進	踏切事故の防止を図るため、道路又は鉄道の新設、改良にあたっては、鉄道と道路の平面交差を避け立体交差を促進し、踏切事故の減少、交通の円滑化を図ります。
	(2) 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施等	踏切保安装置については、踏切標識の整備、踏切修繕等の整備を図ります。 また、踏切道の実態に応じ、その幅員などを勘案しながら踏切保安設備の整備を図ります。 なお、道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、迂回路の状況等を勘案し、必要な交通規制を実施します。
2 円滑化等を切道のため交通の安全及び円滑化等を図るための措置	(1) 踏切道の除雪の徹底	冬期間の踏切道の交通安全対策を図るため、交通量の比較的小さい踏切道の道路管理者と一体となった交通規制強化を推進するとともに交通量の多い踏切道の早期除雪体制の強化を継続します。
	(2) その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置	・踏切道での重大事故を未然に防ぐため交通指導取締りを実施するほか、JRと連携した広報啓発を行います。 ・踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、車両等踏切通行止時の一時停止義務違反等に対する指導・取締りを強化するとともに、冬期間の事故防止を図るため、早期除雪体制の強化、踏切融雪設備の不良箇所整備を行うなど、安全の確保に努めます。 - また、踏切通行車の安全意識の向上及び、踏切支障時における非常信号等の緊急措置の周知を図るための措置を講じるなど安全確保に努め、広報活動を継続します。 ・小中学校の歩行教室や自転車教室で、踏切を渡る時の指導と注意喚起を実施します。

令和 6 (2024)年度柏崎市交通安全実施計画

令和6(2024)年6月

発行: 柏崎市市民生活部市民活動支援課
〒945-8511 柏崎市日石町2番1号
TEL 0257-23-5111 FAX 0257-22-5904